

京大・阪大間の大学院の講義交流

伊 藤 富 雄*

近年、工学の部門でも、専門の細分化が進み、各分野はますます深みを加えるとともに、一方では、境界領域に向って横へ間口を広げてゆく傾向が著しい。このようになると、とくに大学院の教育については、たんに一つの大学の内部で学部の壁を取り払うだけでなく、他の大学と提携する必要性さえも生じてくる。それに、大学とか学問とかいうものは、もともと開かれていなければならない。そこで考えられたのが、大学院の講義の交流である。

しかし、いざ実施しようとする、と、解決しなければならない問題が多い。

そのため、京大・阪大の工学部と阪大基礎工学部の三者でしばしば打合せが行なわれたが、日ごろ親密な間柄にある3学部のこととて、まことにスムーズに話が進んだのは幸せなことであった。そのとき検討されたおまな事項と、それらに対する結論を示すと、次のとおりである。

① 教官と学生のいずれが相手大学におもむくかという問題については、学生のほうをとることに簡単に決定した。というのは、学生が相手大学の学風にふれ、他大学の学生と友情を深めるのは、聴講に劣らず意義深いことであり、また現在、大学院教育のため、教官が過重な負担をしいられていることも考慮されたからである。

② 学習の自由を尊重する 建前からして、全科目を開放し、履修科目を、とくに指定するようなことはしないことになった。しかし、演習・実験・研究などは、設備の関係もあり、当面は原則として対象外とせざるを得ないというのが結論であった。

③ あまりに多くの科目を相手大学で履修することになれば現状では、自大学に入学しそれを卒業する意味が薄れ、両大学の教育に混乱を来すおそれも考えられる。そのため、履修科目とその総単位数を、当面は博士課程と修士課程について、それぞれ3科目以下5単位以内に制限し、かつ相手大学の学生から履修願を受けても、教官は学生数その他の都合によって、履修を認めないこともありうる、という条件を付けることになった。

④ 学習の自由を尊重するといっても、学生が無計画に科目を選択履修するのは好ましくない。とくに他大学の科目に関しては、その内容、担当教官の専門分野、当該科目と学生の専攻分野との関連などについて、自大学の指導教官がガイダンスを与える必要が認められる。したがって、履修願の提出にあたっ

ては指導教官の承認を要する、という一項が付け加えられた。

⑤ 最後までネックになったのは、履修科目の単位認定の手続きいいかえれば、相手大学の教官の処遇をいかにするかという、一見簡単なようにも思える事務的な問題であった。しかし、講義交流の計画を、博士課程を持つ八大学工学部長会議の話題にしたところ、東大と東工大の間でも具体的な話が進み、これら両大学工学部長のご尽力によって、相手方教官全員を非常勤講師ただし無給として発令する道が、文部省の手で開かれることになった。さらに、最近文部省は、上記のようなわれわれの構想に刺激されたためと思われるが、大学設置基準を改正し、大学のいわゆる相互乗入れを可能とする措置をとるに至っている。

このようにして本年4月から、京大と阪大の工学系大学院三研究科の間で、講義の交流が実施されることになった。この場合とくに注目に価するのは、基礎工学部という理学と工学、あるいは科学・技術の融合をめざすが国唯一の学部が参加していることであろう。

しかしいずれにせよ、こうしてわずかに開かれた大学の窓を、今後は、ますます広くあけ放すように努力することが大切である。そのためには、現在実施もしくは計画中の同格と思われる大学のみではなく、そのほかの大学にまで交流の範囲を広げるべきであり、また地理的な悪条件を克服して、遠方の大学にも手をさしのべることを忘れてはならない。けれども、世の中のことは、その気にさえなれば、割合簡単に解決できるものである。たとえば、夏休みを利用して、大学のロッジに各地の学生を集め、30時間2単位くらいのサマーセミナーを開くのも一つの方法である。しかし最近では、冷房つきの講義室を持つ大学も少なくはないし、休暇中学生寮はほとんどあいているので、わざわざロッジに出かける必要はないかも知れない。

こうなれば、出講の機会に恵まれない教官は、はずかしい思いをすることであろう。また学生は、セミナーの最後に行なわれる試験に合格するために、必死になって勉強しなければならない。そして一部の学生が不合格になり、学生間に格差を生じたとしても、それは大学院間の格差ではないのである。 (1972. 3. 21・受付)

* 正会員 工博 大阪大学教授 工学部長